

## 【Q&A】宝塚市地域脱炭素移行・再エネ推進助成金のポイント

### 1. 全般

Q1：助成金は申請可能なタイミングは？

A1：助成金は設備導入前（着工している場合も含む）、導入後のいずれのタイミングにおいても申請が可能です。

Q2：契約や工事に着手できるのはいつからか？

A2：設備導入のための契約日が令和8年4月6日（国から本市への交付金交付決定日）以降の案件が対象です。

Q3：対象設備の導入や更新はいつまでに完了が必要か？

A3：対象設備の導入または更新を完了した日が令和9年2月15日までにあることが必要です。

Q4：助成金申請と実績報告の〆切日は？

A4：申請書の提出は令和9年1月29日、実績報告は令和9年2月15日が締め切りです。

Q5：リース契約やPPA契約（※）でも申請可能か？

A5：事業用太陽光発電設備に限り、リース又はPPA契約の場合は申請可能です（詳細は、3-Q10を参照ください）。それ以外については、対象外です。

※PPAとは、施設所有者が提供する敷地や屋根スペースに太陽光発電設備の所有、管理を行う会社が設置した太陽光発電システムで発電された電力をその施設の電力使用者へ有償提供する仕組みです。

Q6：中古品は対象か？

A6：中古品は対象外です。

Q7：医療法人等は対象外か？

A7：個人又は事業者が対象であるため、医療法人等も対象となります。

Q8：他の県・市の補助金等との併用は可能か？

A8：国費が充当されているものは併用できません。国費が充当されていない補助金等を受ける場合の併用は可能ですが、その補助額を助成対象経費から減額してください。

Q9：助成金は期間中であれば複数回申請可能か？

A9：既に同一建物の同一設備において、本助成金を受けている場合は対象外です。

#### 【対象になる例】

例：〇〇社からA事業所とB事業所の太陽光発電設備について同時に申請があった場合

例：〇〇社がA事業所の太陽光発電設備について申請し、助成金受領後にB事業所の太陽光発電設備についても申請した場合

#### 【対象外になる例】

例：〇〇社がA事業所の太陽光発電設備・蓄電池設備について申請し、助成金受領後にA事業所に追加で太陽光発電設備を申請した場合

Q10：助成対象経費は何か？

A10：助成対象経費は設備費、附帯工事費、雑役務費です。

設計費は、整備する設備に係る調査・設計（基本設計・詳細設計等）については、交付対象経費に含まれており、必要最小限度の範囲に限って交付対象となります。ただし、調査・設計（基本設計・詳細設計等）のみを単独で交付対象とすることはできません。

企画設計（設備の設置可否を判断する調査（FS 調査やポテンシャル調査等））については、交付対象外となります。

設置に伴い発生する必要最小限度の配管・配線等の取り外し費用やこれらに伴う運搬費用及び処分費用が対象はなりません。

ただし、有価物（鉄くず等）は処分利益に該当するため、処分費用から控除してください。

見積書や明細書等は、助成対象経費がわかるよう適宜マーカー等で印をつけるなどしてください。

また、見積書に複数設備が記載されている場合、必ず、それぞれの助成対象経費の内訳がわかるよう明記してください。

Q11：申請書の受付方法は？

A11：受付は先着順です。予算上限を超えた場合、超えた日に交付申請を行った者の間で抽選を行います。ただし、事業者申請において、「5. その他」に記載の「省エネ診断」を令和8年度中に実施又は実施予定の場合、申請した日におけるすべての申請の中で優先順位一位として受付を行います。

Q12：申請書の受付は、どの時点で締め切られるのか？

A12：予算を超える交付申請があった場合、上限を超えた日における申請の中で抽選により補助対象となる優先順位を決定し、必要に応じて一定数補欠の申請を受け付けます。

Q13：予算上限は？

A13：太陽光発電設備と蓄電池設備合わせて総額 21,150 千円です。

## 2. 申請様式

Q1：「実施計画書」と「実施結果書」は両方記入する必要があるのか？

A1：設備導入前（着工している場合も含む）の申請については、「実施計画書」から提出し、設備導入後に「実施結果書」を提出します。その場合、「実施結果書」では「実施計画書」に記載された内容は記入不要としています。また、設備導入後の申請の場合、「実施計画書」は不要で、「実施結果書」をご提出ください。

Q2：「竣工検査報告書等」がない場合はどうしたら良いか？

A2：「竣工検査報告書等」を施工業者から受け取れない場合は、納品書を提出してください。

または、市ホームページで「竣工検査報告書」のサンプル様式を掲載していますので、そちらをご活用ください。

Q3：「代金領収に関する証明書」とは何か？

A3：「代金領収に関する証明書」は、ローン支払いで銀行から領収書が発行できない場合に用いる証明書です。

Q4：変更交付申請はどのような時に必要か。

A4：市から交付決定通知を受けた後、実施計画の内容が変更になる場合は必要です。ただし、「助成金額が変更にならない場合」かつ「導入設備（機種）に変更がない場合」は変更交付申請の必要はありません。

例 1：設備（機種）は変更しないが、助成金額が変更になる場合⇒変更交付申請が必要

例 2：助成金額は変更しないが、設備（機種）を変更した場合⇒変更交付申請が必要

例 3：設備数を変更した場合⇒変更交付申請が必要

### 3. 太陽光発電設備

Q1：新規導入以外に、更新も対象か。

A1：更新の場合は、以下の 5 つの要件をすべて満たした場合に限り、対象となります。

- ① CO<sub>2</sub>削減効果に追加性がある設備導入
- ② 更新後に発電容量が増加するなど再エネ導入に追加性があること
- ③ 法定耐用年数期間（17 年）を満了していること
- ④ FIT 認定を受けている場所でないこと（卒 FIT でないこと）
- ⑤ 架台等を引き続き使用できるかどうかの検討を行うこと

※既存の太陽光発電設備を撤去せずとも計画している容量の太陽光発電設備を導入することが可能な場合は、更新ではなく新設とすることが可能です。

Q2：「出力」は何を書けばよいのか？

A2：助成金算定基礎となる「出力」は、①太陽光パネル、②パワーコンディショナーの定格出力の低い方の値です。

（例：住宅用において 380W のパネル 10 枚と 4.0kW のパワーコンディショナーのセットの場合、太陽光パネル出力は  $380 \times 10 \div 1,000 = 3.8\text{kW}$  となるため、 $3.8\text{kW} < 4.0\text{kW}$  となり、太陽光パネル出力を採用します。小数点以下を切り捨てた出力は 3kW であるため、助成金額は  $3\text{kW} \times 7 \text{万円} = 21 \text{万円}$ 。

Q3：固定価格買取（FIT）制度を活用する場合、対象になるか？

A3：固定価格買取（FIT）制度を活用する場合、対象外です。発電電力の自家消費が前提です。FIT を用いず個別に小売電気事業者と相対契約を締結する場合は対象です。また、売電先については、環境省近畿地方環境事務所の「近畿管内で非 FIT 余剰電力の買取を実施している事業所について」をご覧ください。

URL：[https://kinki.env.go.jp/zerocarbon/page\\_00084.html](https://kinki.env.go.jp/zerocarbon/page_00084.html)

Q4：自家消費率についての要件は？

A4：自家消費率（住宅 30%、50%）を一定割合以上にすることが対象の要件です。太陽光パネルメーカーが出してくる発電シミュレーションなど（別添）で確認できます。

（例：住宅用において、発電見込量（年間）4,000kWh、そのうち自家消費する見込電力量が 2,000kWh の場合、 $2,000 \div 4,000 \times 100 = 50\%$  となり、対象）

Q5：太陽光発電設備導入にかかる誓約書に記載の内容はなぜ必要か？

A5：環境省による本交付金の対象設備に要件があり、その要件について誓約していただく必要があります。

Q6:太陽光発電設備導入の際、太陽光発電・蓄電池設備の共同購入支援事業や共同購入調達事業を利用して設備を導入していても助成金を申請できるか？

A6:共同購入支援事業や共同購入調達事業を使用して太陽光発電設備や蓄電池を購入する場合であっても、本助成金の対象要件に合致していれば補助対象となります。

Q7:自宅に 1.98kW の卒 FIT の太陽光発電設備があり、それに加え、今回、4.0kW の太陽光パネルの増設と 6.0kW のパワーコンディショナーを更新して導入した場合は 4.0kW 分が助成の対象になるか？

A7:元々設置していた 1.98kW の太陽光発電設備が卒 FIT の場合、増設した太陽光発電設備については当該助成金の対象外となります。

Q8:ソーラーカーポートや建材一体型太陽光発電設備は対象か。

A8:当該助成金の対象外となります。屋根一体型太陽光発電は対象となりますが、建材にかかる費用は助成対象外となるため、建材と太陽光の区分または区分しがたい場合は合理的な根拠により按分の上、太陽光発電設備にかかる費用を算出し、助成対象経費がわかる資料を提出してください。

Q9: 屋上防水工事の補助対象範囲に制限はあるか。

A9: 屋上に太陽光発電設備を設置する際の屋上防水工事については、必要最小限の範囲（鉄骨材（架台支持材）の一定の周囲部分）を交付対象経費として計上してください。

一定の周囲部分の具体的な数値は、工事の内容によって異なりますが、『公共建築数量積算基準』（国土交通省）等を参考とし、架台支持材より最大 50cm までを補助対象経費としています。

Q10:事業用太陽光発電設備（PPA・リース）の場合の留意点は。

A10: 助成金の申請者は、PPA 又はリース事業者になります。PPA 又はリース事業者に対して市から助成金が交付された上で、助成金額相当分がサービス料金又はリース料金から控除されるものであること（PPA 事業者が本事業により導入する再生エネルギー発電設備と同一都道府県（兵庫県内）に本社を有する企業の場合は、控除額を助成金額相当分の 4/5 とすることができる。）及び助成金事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することが必要です。

Q11:太陽光発電設備の法定耐用年数は何年か。

A11:17年です。

Q12: 今回、導入する設備を撤去及び処分する場合の留意点は？

A12: 設備を撤去及び処分する際は、関係法令の規定を遵守し、適切な廃棄またはリサイクルを実施してください。なお、設備の撤去及び処分時には費用が発生することが考えられますので、ご注意ください。

#### 4. 蓄電池設備

Q1：蓄電池設備のみ導入する場合、助成金の対象か。

A1：本助成金を用いて導入する太陽光発電設備との付帯設備であることが条件となるため、蓄電池設備のみ導入する場合は対象外です。

Q2：蓄電池設備導入にかかる誓約書に記載の内容はなぜ必要か？

A2：環境省が定める対象設備の要件のため、その要件について誓約していただく必要があります。

Q3. 蓄電池設備は、PPA・リースでも対象になるのか。

A3. 蓄電池設備は、PPA・リースは対象外です。

#### 5. その他

Q1：事業者が申請する場合、「省エネ診断」を実施済または実施予定であれば、優先的に受付されるとはどういうことか。

A1：令和8年度中に、下記A2の「省エネ診断」を実施済またはこれから実施予定の場合、実施済または実施予定であることが証明できる書類を申請書と一緒に添付いただくことで、申請日の中で優先順位1位として受付します。ただし、申請書一式は不足書類や不備がある状態では受理ができませんので、ご注意ください。

Q2：「省エネ診断」とは何か。

A2：「省エネ診断」とは、省エネの専門家が、工場・ビル・店舗等のエネルギーの使用状況を把握し、省エネ取組・再エネ導入等の提案を行うものです。

本助成金では、下表に掲載の診断を実施済または実施予定であることがわかる証明書を添付し申請した場合、優先受付の対象とします。

省エネ診断	概要	費用（税込）	実施団体
省エネ最適化診断	「省エネ診断」による使用エネルギー削減と「再エネ提案」を組み合わせ、「コスト削減」と「脱炭素化」の同時達成を目指す	7,920円～ 25,850円	一般財団法人 省エネルギーセンター
ステップアップ診断	省エネ最適化診断実施後、更に深掘した省エネを実施したいといったニーズに対応するサービス。計測データ等を利用することで、エネルギーの無駄を見える化し、省エネの実施をサポート	16,940円	
ウォークスルー診断	設備の管理状況を診断し、エネルギーの無駄使いや省エネにつながるヒントを見つけ、コスト削減策を提案	6,006円～ 51,051円	一般社団法人 環境共創イニシアチブ
IT診断	計測機器を用いて事業所内の設備およびプロセス毎のエネルギー使用状況の見える化、分析を実施する。さらに、必要に応じて運用改善等による省エネルギー効果の確認を行い、その結果に基づいた、きめ細やかな改善提案を行う	上限220,000円	
伴走支援	設備更新の仕様検討から補助金等の申請サポート、設備導入後の効果検証・定着支援まで、省エネ・第2エネの取組を幅広くサポート	最大51,051円	

※省エネルギーセンターの省エネセルフ診断は、優先受付の対象外です。

※費用は目安です。詳細は、各実施団体へお問い合わせください。

- 省エネルギーセンター

<https://www.shindan-net.jp/service/shindan/about.html>

- 環境共創イニシアチブ

<https://shoeshindan.jp/>